

質問に対する回答

調査等名) 秋田自動車道 湯田西地区付加車線道路詳細設計

質問事項		回答
1	『手続開始の公示』に「同種業務」の実績として『自動車専用道路の道路詳細設計』と記載があり、更に( 2)で「5-3-3 道路設計 詳細設計」と規定されていますが、「5-3 道路設計 5-3-3 詳細設計」と解釈して宜しいでしょうか。また、調査等共通仕様書 5-3-6 及び 5-3-7 の「詳細設計」の実績では本業務における同種業務実績として認められないのでしょうか。ご教示願います。	調査等共通仕様書「5-3 道路設計 5-3-3 詳細設計」と解釈していただいて問題ありません。 5-3 道路設計における詳細設計であれば「5-3-3 詳細設計」と同等の業務内容であるため、5-3-6 及び 5-3-7 の詳細設計の実績についても同種業務実績として認めます。
2	同様に「類似業務」の実績として『道路詳細設計』と記載があります。同種業務で規定された「5-3-3 道路設計 詳細設計」が適用されるのでしょうか。ご教示願います。	業務の内容としては「5-3 道路設計 5-3-3 詳細設計」と同等の内容を想定しております。ただし「類似業務」は自動車専用道路以外の道路詳細設計を想定しております。